

# 議会改革調査特別委員会記録

平成24年9月28日(金)

於：第1委員会室

# 議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年9月28日（金）

出席委員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
委員外議員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午後1時27分）	2
決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて	2
常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて	2
通年議会について	9
議決事件の拡大について	15
議長の任期及び選出方法について	17
議員間討議について	20
散会宣告（午後3時10分）	22



○大森由紀子委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、8名です。

以上で報告を終わります。

(午後1時27分 開議)

○大森由紀子委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○大森由紀子委員長 本日は、堀井 勝委員に代わり、八尾善之議員が出席されていますので、お知らせします。

○大森由紀子委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○大森由紀子委員長 これから調査に入ります。

○大森由紀子委員長 まず、決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて及び常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについてを一括議題とします。

○大森由紀子委員長 本2件については、提案会派から御提出の資料に沿って、3つの論点に分け、委員間での御協議をお願いしておりましたが、そのうち、前年度決算の早期議決に向けた決算特別委員会、議会開催日程の調整については、前回の委員会において、第3回定例会の会期を延長し、その会期内で決算特別委員会の審査、決算の認定議決までを行うということで、委員の皆さんの御意見を集約させていただいたところでございます。

○大森由紀子委員長 そこで、本日は、まず、全議員が予算・決算審査に参画できる仕組みへの改革について、御協議をお願いいたします。

本件については、前回の委員会において、会派に対する考え方が確定しないと御協議いただくのが難しいということで、各派代表者会議における議論を待ちたいという御意見が大勢であったように思います。

その点では、9月20日に開催されました各派代表者会議での御協議の結果、会派の定義については、主義主張を同じくする3人以上の所属議員を有する団体とする従来の考え方を堅持すべきとの結論に至ったとお聞きしております。

この結論を踏まえ、改めて、現行の予算・決算特別委員会の運営方法を継続した上で改善点を探るのか、全議員が予算・決算特別委員となる形に改めるのかということに絞って、委員間で御協議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大地正広委員 私どもは前回お話しさせていただきましたように、会派の代表として、予算・決算特別委員を出しているという意味で、全員参加となっているということが会派の考え方でありまして、現行方式を維持した上で、改善点について議論すべきということで意見がまとまりました。

○堤 幸子委員 うちの会派も、予算・決算特別委員会の運営方法を継続した上で改善点を探るとというのが今の状況です。

先日の各派代表者会議で、1人でも会を名乗れるということに決まったのですが、予算・決算特別委員会には、その1人は参加できないということになったのでしょうか。

○大森由紀子委員長 各派代表者会議では、まだそこまで話がっていないと思います。

○堤 幸子委員 もし各派代表者会議で1人でもOKとなった場合、結果的にはその代表が出るということになると思うのですが、時間配分などもまた考えないといけないかなという話が出ました。ただ、全議員が委員としてというのはやはり無理があるということで、今のこの運営の中で改善点を探るといふところにうちの会派でもなっております。

○前田富枝委員 前回申し上げたとおり、今、会派内において、全議員でやるべきだという話は出ていません。会派の代表として出ているということをも前提として、何か足りないのであれば、またそこを足していくということで、現行どおりで話がまとまりました。

○木村亮太委員 この件に関して、私どもの会派としては、全員が参加できる仕組みであってもいいのかなと思っております。ただ、運用上、どうやってハードルをクリアしていくのか、そこのところが解決しない限りはということがありますので、まずは現行のやり方が一つの落としどころだと考えております。

ただ、奇数会派に関しては、例えば、今でしたら3人会派は1人で30分、4人会派は2人で60分となっていますので、その間をとって1人15分みたいな計算の仕方、3人会派は1人で45分、4人会派は2人で60分、5人会派は2人で。済みません、ちょっと説明がややこしくて。

ですので、3人会派と4人会派の差がいきなり1日で30分、合計で1時間違ってくるわけなので、3人会派と4人会派の差とか5人会派と6人会派の差とかいうのを多少埋めるような方策、その部分が比例するような感じでしっかり等分割できるような、会派の人数に比例して時間が配分される形などは検討の余地があるのではないかと考えております。

また、各派代表者会議において、会派ではなくて、1人でも会の名前を名乗ることができるという絶妙な結論になりまして、今のところ、会派は3人以上でということになっていますので、2人会派というのは存在し得ないということです。今後、2人会派を認めるかどうかという議論になってきた際には、2人ならそのうちの1人が出てということもできるようになってくるとは思います。

ただ、現状、会派は3人以上で、1人では会という定義ですよね。ですので、結局、2人も会派ではなく、会なんです。ややこしいと思うのですが、やはり、そこら辺の整理もいざれどこかのタイミングでは必要だと考えております。

○大森由紀子委員長 今、木村委員がおっしゃった会派の考え方というのは、先ほど各派代表者会議での話ということとさせていただきますように、会派は今までの規定で、会の名前は1人でも名乗れるということでしたので、現行の中で改善すべき点を探っていくということでもいいんですね。

○木村亮太委員 基本的にはそうです。

○大森由紀子委員長 わかりました。それでは、他に御意見はいかがでしょうか。

○八尾善之議員 今回、私は代理で出させていただいておまして、もう前々回から本委員である堀井委員の方が発言されているとおりで、会派の方はまとまっております。よろしくお願ひします。

○高橋伸介委員 私どもの会派では、いろいろな意見が出たのですが、最終的には現行の運営方法を継続するということです。その上で、現在、7会派のうち4会派が3名ですが、予算・決算特別委員は2名につき1名の選出ということで、その1名分の時間を配分していた

だくことで、何とか平等な形ができないものかという要望が強く出ておりました。

○大森由紀子委員長 それでは、提案会派の方の御発言はいかがでしょう。

○福留利光委員 皆さんの御意見は、まずは運用上で改善していきましょうという方向でございます。あまりこだわり過ぎましたら議論がおかしくなりますので、またいずれかのタイミングで提起させていただきたいとは思いますが、取りあえず、現状では、運用上で改善するという形で我々も賛同したいと思えます。

○大森由紀子委員長 委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、現行の予算・決算特別委員会の運営形態を継続した上で改善点を探るべきであるという御意見が大勢でございます。

つきましては、次回からは、現行の運営方法を基本とした上で、具体的な改善点の議論に移りたいと思っております。

委員の皆さんにおかれましては、会派内の取りまとめを再度、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 それでは、次に、予算・決算特別委員会に事業仕分け機能を持たせることについて、御協議をお願いいたします。

この点につきましては、前回の委員会で、殊さら、テーブルを囲んで行うイメージとしての事業仕分けという言葉を使わなくても、特に決算特別委員会においては、本来的に事業仕分け的な検証を行っているのではないかという御意見があったと思えます。

しかし、現在、決算特別委員会で用いられております決算書や決算概要説明書は、法令にのっとり作成されるものであり、予算科目の順に詳細に整理されてはいるものの、必ずしも事業単位の経費等が明確になっていないという問題点が指摘されていたようにも思えます。

そこで、毎年度、理事者側で作成されております事務事業実績測定調書を活用することで、個別の事業に対する質疑が活発、円滑に行えるようになり、これが決算特別委員会の事業仕分け機能の強化につながるのではないかと考えられるところです。

なお、この調書は、例年、決算特別委員会の審査が開始されるころにホームページで公表されており、平成23年度分について、本日の午前中に公表されたとのこと。

そこで、本日、書式を確認していただくための例として、2つの事業の調書を委員のお手元に配付させていただいております。

今回から書式も一定変更されたと同っておりますので、まず、理事者に説明を求めたいと思えます。奥行政改革部長。

○奥 誠二行政改革部長 それでは、お手元の資料について、説明させていただきます。

事務事業実績測定調書（平成23年度実績）の一例ということで、福祉入浴事業を挙げさせていただきます。これは平成23年度で廃止した事業なのですが、調書の様式についての説明でございますので、その見方を述べさせていただきます。

左側には事務事業名がありまして、その横に担当部署の名前、その下には計画体系がございます。これは、第4次枚方市総合計画第2期基本計画における位置付けを示しております。上から基本目標、基本方向、施策目標、そして主要な取り組みという流れで体系を示しております。前の数字は分類上の数字とさせていただいて結構です。その下の根拠法令等については、その事業実施について、条例、規則、要綱等で規定がある場合に記載しております。その下には、何のために事業を行うのかという目的、さらにその下には、内容などの事

業概要を記載しております。

右側に移りまして、事務事業の種類という欄ですが、ここには自治事務か法定受託事務か、いずれかが入るようになっております。それから、その下には事業開始年度、さらにその下には、一般事務事業か内部管理事務か、いずれかが入るようになっております。さらに、その下の負担金の有無の欄には、直接経費の中に負担金があるのかないのかを示しております。その下の執行方法の欄には、直営や委託、これら共同でやるものなのかなど、そういった事業執行の区分を入れております。さらには、その委託等の相手方として、民間事業者やNPO、この事業は入浴の関係で浴場ということにして、その他という表記になっております。

左側に戻りまして、活動の概要の下には、達成目標、これはその事業で何を指すのかという目標設定、その下にはそれを表す指標、さらにその下には、指標の説明ということで、指標に単位がある場合には右側に単位を記載しています。下段の表については、その指標の目標設定に対する実績を過去4年間記載し、次の目標年度を設定するようになっております。そして、目標に対する実績の割合をパーセンテージで表示し、高い、やや高い、やや低い、低いという4つの区分で表示するようになっております。

裏面をごらんください。この調書は平成23年度のもので、平成21年度・22年度・23年度の3カ年の職員数と経費の推移を表しています。この部分については、今回、事務事業総点検をすることになりましたので、従来より内容を少し詳細にしたところがございます。職員数については、正職員だけではなく、非正規職員についても、再任用、再就業、任期付きといったそれぞれの職種ごとに、要している人員の数を記載しております。それらを合計しますと、その下の人件費総額になります。

また、事業経費としましては、人員経費以外の経費もかかりますので、それを直接経費ということで表しまして、人件費と直接経費の合計を総計として記載しております。そして、その経費の財源内訳を、国庫支出金、府支出金、市債、その他、一般財源という形で整理しています。

その下には、事務事業の実績を記載し、それを受けて、その左下に、今後の方向性ということで現状のままなのか、改善なのか、あるいは休・廃止なのかという3区分を表示しており、それに向けた今後の取り組み方策を右側に記載しております。

それと、もう1枚調書がございますが、これは内部管理事務の例ということで出しております。内容的にはほぼ一緒なのですが、真ん中より下の達成目標以下の部分については、内部管理事務では特に設定しておりませんので、空欄となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 ありがとうございます。

この調書の書式については、この後、引き続き御協議をお願いしたいと思いますが、まずは、公表時期について、御協議をお願いします。

この調書を決算特別委員会で十分に活用しようと思えば、公表時期を決算関係書類の配付時期と合わせていただけたらと考えているところです。それが無理でも、第3回定例会の会期中など、もう少し早期の公表をお願いできないかということがございます。

この点については、前回の委員会において、理事者から前向きな御答弁もいただいておりますので、調書の早期公表を求める旨を次回の中間報告書に盛り込みたいと考えております。

が、委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 それでは、事務事業実績測定調書の早期公表を求める旨を中間報告書に盛り込むことについては、委員の皆さんにおいて、特に御異論はないようです。

中間報告書の文案については、他の案件とあわせて改めてお示しをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、事務事業実績測定調書の書式について、御協議をお願いします。

先ほどの御説明をお聞きしていると、既に一定の改善もされているようですが、決算特別委員会の審査に活用しやすいかどうかという視点で、さらなる改善点があれば、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

この調書の内容について、前回、御質問がございました木村委員にお聞きしてもよろしいでしょうか。

○木村亮太委員 財源内訳などを希望させていただいていて、それを入れていただいているので、問題はないというか、このようにしていただければと思っております。

あとは、フォーマットの話になりますので、ちょっと話がそれてしまうのかもしれませんが、例えば、この福祉入浴事業でしたら、指標、目標が公衆浴場数になっていて、10、9、9と記載されていますが、本来、これを指標とすべきなのかということをおっしゃるわけですが、これは恐らく事務事業実績測定調書のフォーマットの話ではないですので、結構でございます。

[八尾善之議員退席、堀井 勝委員着席]

○大森由紀子委員長 他の委員の皆さんは、いかがでしょうか。

○大地正広委員 内部管理事務において、達成目標以下の部分を設定していないのは、どういう理由によるものなのでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 基本的には、市民サービスを行う事業で効果測定できるもの、いわゆる成果指標が設定できるものに設定しようという考え方で今までやってきております。内部事務で管理するだけのものについては、明確な目標設定がしづらい、それにはそぐわない、なじまないという考え方で設定していないということでございます。

○大地正広委員 ありがとうございます。

○福留利光委員 事務事業実績測定は平成21年度・22年度もやっていると思うのですが、これまでのやり方と変わったところというのはあるのですか。

○奥 誠二行政改革部長 今般、総点検するというのがございましたので、先ほどの資料の裏面、職員配置と費用の内訳あるいは3カ年の推移を盛り込むようにしました。今までは、内訳の内容が正職員、非正職員だけであったり、人件費と直接経費だけであったり、また、暦年も1年だけだったということで、そこをもう少し詳細に記載して、充実させていただいたということです。

○福留利光委員 全部揃えれば、この調書は950枚ぐらいあるということですか。

○奥 誠二行政改革部長 1,000枚足らずでございます。

○前田富枝委員 すごく細かいことを聞いて申し訳ないのですが、年度の書き方に関して、2011年度とか平成23年度とか混在しています。何か意味があるのでしょうか。



○奥 誠二行政改革部長 特に意図はないんです。ただ、盤石なシステムではなく、この数字でしかカウントできなくて、使っているだけなのです。オープンにするときには、表記を検討したいと思っています。取り急ぎ入力しましたので、こういう形になっています。申し訳ありません。

○大橋智洋委員 これまでの流れとしては、常任委員会に予算・決算審査機能を持たせるという議論から始まって、変な話、たまたま事務事業総点検をやっているということもあって、今、この調書が使えるのではないかということになっているのだと思うのですけれども、裏面の一番下のところに今後の方向性が書いてあります。この欄は、事務事業総点検が終わっても、今後、残っていくということになるのでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 今後の方向性は毎年度の単位で作りに、年度末の段階で確定して残りますので、暦年での検索も可能です。

今回は総点検の実施ということで、きょう、ホームページでオープンしたのは一次点検、庁内で行った点検の後の状況を載せています。ですので、今後の方向については、今後、二次・三次評価を受けた段階、あるいは決算特別委員会でいろいろな御意見をいただく中で、今年度中、最終的に修正をかける可能性はあります。

○大橋智洋委員 話の本筋からはちょっと離れるかもしれませんが、今後の方向性のところで、例えば、この福祉入浴事業は休・廃止ということになっていて、その横の具体的な今後の取り組み方策のところ、事業廃止ということが書かれています。なぜ事業廃止なのか、今、行政がどう見ているのかということまで書いていただく欄を設けるなど、そうした考え方というのはあるのでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 今回お出ししている例が、いい例かどうかという意味でおっしゃっていただいているのかもしれませんが、それ以外のところも含めまして、記載がとても簡単でございますので、書き方をもう少し徹底させてやっていきたいと思っています。

○木村亮太委員 確認になるのかもしれませんが、0.17などと書かれている正職員等の人件費のところに関しては、この事業を実際に実施している人数で計算しているのか。それとも、いわゆる標準人件費ということで入れられているのか、どちらでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 人件費の額については、標準人件費をベースにしています。それぞれの職種ごとに標準人件費は変わります、それに応じて人件費を換算し、0.1を掛けて額を入力しています。

○木村亮太委員 そうしますと、予算編成の際は、実際に、部、課に張り付いている職員の人件費で計算されていると伺っているのですけれども、それとは若干ずれが生じてくることになるのでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 こういった事務事業単位で設定している調書については、基本的に決算額をベースにされていて、予算という形では表記していません。予算上の単位を事務事業に置き換えているものは、多分、作っていなかったと思います。そういうことで、どれだけの人件費を投入したかというのは、常に決算ベースで見るとなっております。

○木村亮太委員 そうしますと、職種というのか、職級というのか、5級、6級というのがあると思うのですけれども、例えば、係長であれば、年齢が上の方の係長と係長になったばかりの方で年収が全然違うと思うんです。そういうのは、どう反映されているのでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 あくまで標準人件費ですから、正職員の標準の人件費を設定して書くだけですので、個別の人員配置に応じた実際の金額というのは設定しておりません。実務上、ほぼ不可能に近い状況だと思うんです。人事異動が4月にございまして、そこで張り付けしますので、それを全部積算して、もう1回数字を置き直すというのは、すごく労力がかかります。そこまでやる必要があるのかどうかということがございまして、対比するという前提での資料ですので、そういった観点でござらなければ幸いです。

○高橋伸介委員 せっかくアップしていただいたものを朝見てこなかったんですが、先ほどのお話では1件1件あって、900ページ以上になるわけですよ。そうすると、まとめみたいなページ、例えば、今回は、自治事務が何件、法定受託事務が何件、また、福祉部、これでしたら高齢社会室で休・廃止が何件、改善が何件という一覧のようなものがトップにあって、あと細部が1枚ずつ付いているという形ですか。

○奥 誠二行政改革部長 今回、総点検を実施しているということもございまして、総点検の最終の評価をいただいた段階で集約して、例えば、改善が何件、現状のままが何件という形で、統計的に処理したものを一覧にして、概要として載せたいと思っています。

まだ進行中でして、取りあえず、一次点検の状況として、こういうふうにチェックリストとして使いましたという途中経過の報告ですので、そこまでまだまとめたものは掲載しておりません。

○高橋伸介委員 ありがとうございます。

例えば、決算に間に合わせようということで、パーツは何とか期限内に出てきたと。来年はもっと早く出てくるのでしょうか。そのときには、統計表みたいなものも添付して出てくるのでしょうか。そこだけ確認させていただきます。

○奥 誠二行政改革部長 どれだけ整理できるのかわかりませんが、どちらにしても、調書についてはできるだけ早く整理したいと思っています。その中で可能な限り、できる範囲ですが、おっしゃっているような区分、トータルでどれだけ割合なのかということがわかるように、対応していくことは可能だと思います。来年度に向けて、準備させていただきたいと思っています。

○福留利光委員 細かいことを申し上げてよろしいですか。資料2ページ目裏面の職員配置と費用の推移についてですが、2009年から2011年までの間でかなり削減されています。この辺、どういうことをやって、どういうふうな形で効果が上がってきたのか、削減に結び付いたのかという説明は、今後、掲載するつもりはあるのでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 御指摘は、多分、事業の経過、取り組みの状況をもう少し詳細に書くべきではないかということだと思いますので、そのあたりについては周知徹底しながら、充実に努めたいと思います。

○福留利光委員 もう一点なのですが、正職員数、非正規職員数というところで0.45とかゼロとか書かれています。この事業だけ見たら、こういうふうな形で置かれていますけれども、これは結局、裏付けなんですよ。例えば、ISO9001運用推進事務における2011年の0.45という部分は、工数ベースではなかなかはじき出せないのかなと思います。恐らく、トータルで考えて、この事業に対してはこれぐらいだろうという裏付けがあったとは思いますが、そのあたりがちょっとわからないところです。

逆に言えば、例えば、ここの部、課ではトータルで職員が10人いたとして、この事業の一般財源の割合からしてここに当てはめているというのと、実績ベースでここに当てはめているというのではちょっと違ってきますよね。その辺の考え方はいかがでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 人数の割り振りについては、その業務に要している時間数です。どれだけかかっているのか、それをベースにそれぞれの部署で0.5なのか0.3なのかということ判断して記載しているという状況でございます。

○福留利光委員 実績ベースということですね。わかりました。

○堀井 勝委員 お尋ねしますが、職員は日報みたいなものを書いているのですか。業務に対する日報ですね。この業務にはこれだけかかったということを、毎日書かれているのでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 もしかしたら毎日書いている部署もあるのかもしれませんが、事務的な職場ではほぼそういうことはないと思います。

○堀井 勝委員 なぜ聞くのかというと、職員配置と費用の推移ということで、正職員数が0.17とか0.45とか書かれていますが、これをどうやって算出しているのかなあと思っています。日報か何かあって、それが蓄積されて平均的にこの業務に対してはこれぐらいの時間がかかるというようなことがないと、なかなかこの点は出てこないのではないかという気がします。

○奥 誠二行政改革部長 おっしゃることも理解できるのですが、現実において、それぞれの職場の管理職は、担当職員がどんな業務にどの程度の時間を割いているのかということについて、日ごろの執行管理において把握しているという前提で、人数換算を行っているというふうに理解しています。

○堀井 勝委員 三田コピスターってありますよね。今、議会にはどこのが入っているのかわかりませんが、多分、以前は三田コピスターの社員が派遣されて、修理に来ていました。そうしたら、何時何分までこの修理に要したという報告書を書いて、議会事務局にその認めをほしいと言っていたと思うんです。

本当の意味で行政改革をやっていこうと思ったら、そういうものを個々にずっと蓄積して初めて、この業務にはこれだけの時間を要するということがわかってくるわけですから、なかなか厳密には取り組めないのではないかと思います。

この件は、別にきょう答えをもらわなくて結構です。別の機会にさせてもらいますが、そういう思いですので、今後、その辺も考えていただけたらと思います。

○大森由紀子委員長 今、委員の皆さんの御意見を聞かせていただきました。

今回の調書については、職員配置と費用の3年間の推移など、今までよりも詳細に記載していただいておりますが、その上で、委員からは年度の書き方や今後の方向性に至った理由などを記載してほしいという御要望もございましたので、この書式をベースに決算に活用いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 本件については、このようにお願いしたいと思います。

○大森由紀子委員長 次に、通年議会についてを議題とします。

本件については、前回の委員会において、通年議会の導入を前向きに考えながら、個別の

論点について御協議を継続していただき、その上で最終的な判断を行うこととさせていただいたところでございます。

そこで、まず、通年議会を導入する場合の会期の始期について、御協議をお願いします。

具体的には、①本市議会の役員選出時期である5月に始まり翌年4月までとする、②会計年度に合わせて4月から翌年3月までとする、③暦に合わせて1月から12月までとする、という3つのパターンが考えられますが、委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

○高橋伸介委員 会派で検討した結果、①が適切ではないかという意見でまとまっております。

○大地正広委員 私どもの会派も、①の臨時会のある5月から翌年4月末ということでもまとまっております。

○堤 幸子委員 うちの会派も同じです。

○木村亮太委員 同じく5月から4月までです。

○前田富枝委員 同じく①の5月です。

○福留利光委員 うちの会派では、そこまで議論していなくて、通年議会をどうしようというところなんです。現状の課題をもう少し深く掘り下げたときに、今、一番問題となっているのは、専決処分でしょうと。ただ、昨年度、この専決処分が10件あったと思うのですが、本当にそれが課題になっているのかというところで、現在の運用の中で、例えば、議長は臨時会の招集を請求する権限もありますから、通年議会をやる前にそうしたステップを踏んでいってはどうかというのが結論となっております。

ですので、今の質問に対してはお答えできないという状況でございます。

○大橋智洋委員 前回の会議のときに、僕の方から発言させてもらって、そこでも少し触れてはいるのですが、通年議会自体、方向性としてはやるべきじゃないかと。そして、議会基本条例を作るんだという動きもある中で、本番のことはそこで改めて、前向きに協議すればいいのかなと思っています。

それまでの間は、今、福留委員がおっしゃったように、臨時会の招集請求という議長の権能があるわけですから、そういったものを有効に活用して、当面の課題に対処すべきではないかということでございます。

○堀井 勝委員 うちの会派は5月から結構です。

○大森由紀子委員長 各会派の御意見を聞かせていただきました。

前回、通年議会を導入することについては、どの会派も賛成ということで意見が一致しまして、その始期については5月から4月までが大勢だと思います。

ただ、専決処分の問題については、今、福留委員、大橋委員の方から、それまでに議長の臨時会招集請求権を行使してみてはどうかという御意見がございました。この点はいかがでしょう。

○高橋伸介委員 専決処分のことについて、会派で話したことを申し上げたらいいのでしょうか。

○大森由紀子委員長 済みません、ちょっと待ってください。

今、福留委員から提案があった件について、御存じだとは思いますが、議長には請求権はありますが、招集権そのものは当然持っておりません。お二人がおっしゃっているのは、導入を決めるまでに請求権を1回行使すべきということですか。

○福留利光委員 通年議会すべてに反対ではないのですけれども、現在、そういう機能が使われていなくて、今までも全くしてこなかったということでは、これが新たな改革だと思いません。それは議長、議会の特権でもあると思いますので、そういうステップを踏みながら、最終的に通年議会に落とし込んでいってもいいのではないかと考えております。

ただ、現状、本当に課題があるのかどうかという部分は、もう少し議論していかなければならないと思っています。

○大森由紀子委員長 先ほどからお話しさせていただいておりますように、議会基本条例については、来年度から進めていくということになっておりますので、例えば、それまでに試行的にやるべきだということであれば、早急に行わないといけないということになりますが、いかがでしょうか。

○福留利光委員 議会基本条例がある程度策定されて、そこで通年議会をやるということを取り決められれば、それで結構です。

ただ、現状、権利が全く行使されていないということですので、そういう課題があるのであれば、それまでの間でも試行的にやっていってもいいのですから、権利として行使していったらどうかという部分があります。

○大森由紀子委員長 議会基本条例で盛り込むことはいいということですよ。それと並行しながら、議長が持っている権限も試行的に行使していったらどうかという御意見だと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは改めて、通年議会の会期をいつからにするのかお聞きしてもいいでしょうか。

○福留利光委員 会派でその話はしていないのですが、大方5月ということになっておりますので、取りあえず、5月という形で一旦置いておいてもらえませんか。持ち帰らせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、通年議会の会期については、5月から翌年4月までとする御意見が大勢でございました。

それでは、このことを確認させていただき、次の論点に移らせていただきます。

○大森由紀子委員長 次に、通年議会を導入する場合の会議の種類について、御協議をお願いします。

現在は、定例会と臨時会という区分でございますが、通年議会を導入すれば、年1回の通年議会そのものがいわば定例会となることから、現在の3月、6月、9月、12月議会をどのように位置付けるか、加えて、これまで臨時会としていた会議をどのように位置付けるかなどが問題となります。

ちなみに、先進市議会の四日市市議会では、5月から翌年4月までの通年議会としており、会議規則において、本市議会という5月臨時会を開会議会と位置付け、それ以外の臨時会を緊急議会と位置付けています。また、定例会を定例月議会と位置付けています。

この点について、現時点では、四日市市議会等の先進市議会を参考にさせていただくのも一つの方策であると思いますが、委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

○高橋伸介委員 この件については、会派の3名で話したところ、四日市に倣って問題ないよねということでした。まだ実際にやっていないのでわかりませんが、四日市方式でいいという結論です。

○**大地正広委員** この件に関しましては、私どもの会派も、現在、四日市市で行っておられる形がいいのではないかとということで意見がまとまっております。

○**堤 幸子委員** 会議の種類ということだけで言えば、四日市市とほとんど変わらない感じのやり方でいいという考え方なのですが、全体として通年議会をやる方向なのですか。

この前も言ったのですが、メリットとデメリット、例えば、メリットは災害時などにすぐ開くことができるということ、デメリットは、今は定例会というふうに決まっているので、議会報もそのすぐ後に発行していますが、通年議会の場合にはどうするのか。会議を開いたらその分だけ経費がかかるということで、それをどうしていくのか。その辺を皆さんはどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

メリットとデメリットをどう話し合われて、検討されて、通年議会を始めるに当たってどう考えられているのかということで、皆さんの御意見を参考にさせていただきたいと考えております。

○**大森由紀子委員長** わかりました。

今、3会派まで御意見をお聞きしたところですので、順番に御意見をお聞きした後でよろしいでしょうか。

○**木村亮太委員** 会議の種類ということで、四日市方式を基本的に倣う形で問題ないと思います。

○**前田富枝委員** 私どもも同じく、四日市方式で。今のメリット、デメリットの件は、また後でということですね。

○**福留利光委員** 会派での議論はまだしていませんが、一応、四日市方式ということでお願いします。

○**堀井 勝委員** 四日市市にかかわらず、通年議会を先進的にやっておられるところを参考に、それと、我々、せっかくこうやって会議をしているわけですから、枚方の独自性を出すことも大事だと思います。

○**大森由紀子委員長** 各会派の御意見を伺いまして、会議の種類ということでは、四日市市議会等の先進市議会を参考にしていくということが大方の御意見でございました。

先ほど堤委員から、通年議会のメリット、デメリットとしてはどのようなことが考えられるのかという質問がありましたが、提案会派の方に聞いてもよろしいでしょうか。

○**高橋伸介委員** 別段、大きなメリットがあるというのではなく、先ほどもおっしゃられましたが、通説となっているように、緊急議会の主導権がこちらにあるということです。議会としてこれを使う、使わないは別として、最も大きな安全保障のような気がします。

それと、デメリットの方は、この後に出てくる一事不再議や専決処分の問題、多分、前回のお話の中でデメリットに含まれる部分ではなかったかと思うのですが、どうでしょうか。

○**大森由紀子委員長** 今、高橋委員から御指摘のあった一事不再議の件については、次の項目で御協議いただきます。

また、堤委員がおっしゃったような、例えば、議会報、今でしたら定例会ごとに発行しているが、通年議会になったら1年に1回しか出さないのではということが多分心配されているのだと思います。そういう細かいことについては、今後、議論の余地はあると思いますので、大丈夫です。

○大森由紀子委員長 それでは、今、確認させていただいたように、会議の種類については、四日市市議会等の先進市議会を参考にさせていただくということで、次の論点に移りたいと思います。

○大森由紀子委員長 次に、通年議会を導入した場合における一事不再議の考え方について、御協議をお願いします。

この点、通年議会の導入に伴い、議会で議決された同一事件について、1年間の長きにわたって再び提出することができないとするのは、あまりにも不合理であると考えられます。

通年議会を採用している四日市市議会においても、一事不再議については、会議規則で明文により、本市議会の現在の運用と同様の運用を行う旨を規定しているところです。

この点についても、四日市市議会を参考にさせていただいてはどうかと考えておりますが、委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森由紀子委員長 御意見もないようですので、通年議会を導入した場合における一事不再議の考え方に関しましても、四日市市議会を参考にさせていただくことにしたいと思います。このことを確認して、次の論点に移らせていただきます。

○大森由紀子委員長 次に、通年議会を導入した場合における専決処分の在り方について、御協議をお願いします。

この点については、先進自治体の対応も分かれているところでごさいます、四日市市議会では、地方自治法第179条の規定による専決処分を認めず、緊急議会を開いて、本会議で議決しています。また、一方では、地方自治法第180条の規定による専決処分の範囲を拡大して対応している自治体もごさいます。さらに、「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という地方自治法の文言の解釈にもかかわりますが、通年議会を採用してもなお地方自治法第179条の規定による専決処分を行っている自治体もごさいます。

この点については、こうした他の自治体の対応も参考にさせていただきながら、委員の皆さんの御協議をお願いします。いかがでしょうか。

○大地正広委員 協議の前にちょっと質問させていただきます。

この専決処分について、前回、高井部長から説明がありました本市における平成23年度の事例の中に、市税条例が入っていなかったのですが、例年どうなっているのでしょうか。

○高井法子財務部長 前回、事務局からお配りいただきました資料2についてですが、これは平成23年度の実績ということで、3月末に行っている専決処分で5月の第1回臨時会に報告させていただいている案件が挙がっております。その中には、平成23年が東日本大震災が起こった年で、地方税法改正法案の審議が国会の方で流れ、市税条例の一部改正もなかったという特殊な事情がごさいます。

今、大地委員から御指摘がありましたように、毎年必ずと言ってもいいほど地方税法の改正がありまして、市税条例の一部改正の案件は4月1日施行ということで、3月31日付の条例改正が出てまいります。

それが抜けておりまして、通年議会となった場合には、3月31日の議会開催もしくは180条の専決、どちらかの対応をお願いすることになってまいります。改めて御報告させていただきます。

○大地正広委員 結構です。ありがとうございました。

○高橋伸介委員 委員の皆さんも、この部分は通年議会との矛盾を指摘されるところでありますが、かといって、通年議会で180条を拡大するというのもちょっと問題があるなあと。私どもの会派でも、ここは非常に難しいところで結論が出ていません。結論が出ていないがゆえの結論が、3月31日だけは179条で専決し、できるだけ早く議会を開き、承認するというのでいけるのかなあと。例外のような形でやむを得ないかなあとということです。

再度、部長に確認なのですが、3月31日に専決を絶対に認めないということで、議会を開いてやろうとした場合、議案がまとまって上程できるのは最終的に何時ぐらいになるものですか。

○高井法子財務部長 法改正について、国の方で政令も含めて案文等がまとまっていますのが、通常、3月下旬ということでございます。3月31日の本当に遅い時間になるのは、毎年ということではないと考えております。ただ、今年、平成24年の場合、四日市市の例ですと、3月30日金曜日の夕方5時から緊急議会を開催されたと伺っておりまして、年度によってばらつきが出てくると考えております。

○高橋伸介委員 本市でしたら、想像するに何時ぐらいになりそうですか。

○高井法子財務部長 今年の場合、実際に政令等が国の方で固まったのがもう本当にぎりぎりだったというふうに聞いておりまして、四日市市と同じような状況、もしくは3月31日土曜日、この日であれば10時から開催が可能であったと思います。

○堀井 勝委員 うちの会派では、そこまで詰めた議論をまだしておりませんが、通年議会を採用するのであれば、原理原則を曲げると、やっぱりさじかげんでいつでもどうにでもできるというようなあいまいなことになるので、やるからにはきちっとやるのが大事ではないかと私は思います。それでまとまらないのでしたら、もう通年議会はやる必要がないのではないかと。原理原則を曲げるということは、あまりよくないと思います。

○堤 幸子委員 私も、専決のところに関してやりやすいように、それこそ堀井委員が言われたようにしていくのであれば、意味がないという意見が会派で出ています。本当にやるのであれば、もう夕方でも夜でも会議を開く、いつでも会議があるんだという心構えで通年議会をしていくべきではないかということです。

○福留利光委員 高井部長にもう一度質問させていただきます。

3月31日について、本市においては、時間が遅くなったとしても現実的に可能なのですか。180条を拡大せずに、議会を開いて議決するという事は可能なのでしょうか。

○高井法子財務部長 議案の調製ができました後に、議会運営委員会をどうされるのかとかいう、議会としての問題などもあるとは思いますが。調製ができ、議会を招集して、その後、現実的に議会を開催していただけるということであれば、4月1日になる前に議決をいただくような手続を行政として行っていくことはもちろん可能でございます。

○福留利光委員 我々の会派もここまではまだ深く話していないのですが、いわゆる3月31日の問題があって、180条を拡大して、従来どおりの運用を行うのであれば、通年議会の意味が本当にあるのかというところが引っかけります。だから、現状の運用をもう少し考えてみてはどうかという意見もありました。

私たちの会派でまた論議しますけれども、基本的には、拡大してやるのであれば、現状ど



おりのやり方でもいいのではないかという意見になるだろうということだけ申し上げておきます。

○大森由紀子委員長 この専決処分の在り方については、会派の御意見も分かれるところでございます。今、高井部長の方から市税条例のお話ございましたけれども、市税条例以外の課題は大丈夫なのでしょうか。

○高井法子財務部長 3月末あるいは5月末に補正予算の専決も行ってございまして、これにつきましては、現在のところ、できるだけ決算額に近くなるよう数字の調整を行うため、専決処分をさせていただいているところですが、あくまで予算ということで概算でもって、議会の方に御審議いただくような形に工夫することは可能であると考えております。

○大森由紀子委員長 今、高井部長から市税条例以外のお話もお聞きしましたが、この専決処分の在り方については、もう一回、会派に持ち帰って御協議いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 それでは、本件については、ただいま申し上げたとおり、よろしく願います。

○大森由紀子委員長 次に、議決事件の拡大についてを議題とします。

本件については、都市宣言や海外友好都市提携など、これまで実際に議決してきたものを明文化することも一つの方策だと考えておりますが、さらに一歩進んで、どのようなものを新たに本市の議決事件とすべきかについて、御協議をお願いします。

昨年の地方自治法改正により、市町村の基本構想策定義務がなくなったことなども踏まえて、委員の皆さんの御協議をお願いします。いかがでしょうか。

○前田富枝委員 今、委員長がおっしゃったように、市の基本構想策定義務が廃止されたということで、当然、議会の議決義務もなくなったと思うのですが、地方自治法の改正に伴って、本市ではどういうふうに基本構想を取り扱っていくつもりなのでしょうか。

○北村昌彦政策企画部長 総合計画については、御指摘のとおり、従来、地方自治法の規定に基づいて、議会の議決を経て基本構想を定めるということにされていましたが、地方自治法の改正により、基本構想に関する規定が削除されております。

しかしながら、本市としましては、総合計画は目指すまちの将来像を明らかにし、また、その実現に向けて市政全般にわたる施策の方向性、主要な取り組みを明らかにするものでございますので、今後も総合計画を策定していくことは必要であるという認識でございます。

○前田富枝委員 では、議決を義務付ける方向でいいということですね。

○北村昌彦政策企画部長 そうですね。基本構想については、議会で議決をいただくために必要な条例の検討を進めていきたいと考えております。

○前田富枝委員 市では、計画をたくさん作られていますけれども、今の時点でどれくらいの数の計画があるのか。総合計画との関連性も含めて、把握されているのでしょうか。

○北村昌彦政策企画部長 御指摘のとおり、本市で計画と名前が付くものは多数ございまして、現時点でそれを一覧にしたものというのはございませんので、正確な数はわからないんですけれども、ただ、現在の第4次枚方市総合計画第2期基本計画の附属資料として、総合計画に係る分野別行政計画一覧というのを添付してございまして、その資料の中では、行政計画の

数は合計51計画ということで掲載させていただいております。

○前田富枝委員 議決事件の拡大について、私たちの会派では、どんな計画でも議決事件に加えたらいとは思っていないんです。今、総合計画の附属資料として添付されているとおっしゃった一覧は、資料としていただけるのでしょうか。

○北村昌彦政策企画部長 総合計画の資料の中では、計画の名称、策定の時期、計画期間を記載させていただいているのですが、そのほかにどういうものがあればいいのかということも含めて、現時点でそれを整理するような形で確認することはできるというふうに思っています。

○前田富枝委員 できれば、資料としていただきたいと要望しておきます。

○福留利光委員 我々、どこまでやるのかというイメージがなかなかできなくて、提案会派の方から、そこをもう1回お示しいただければありがたいと思います。

○大森由紀子委員長 それでは、この議決事件の拡大について、提案会派の方ではどのような計画を考えていらっしゃるのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○堤 幸子委員 済みません。どこに書いてあったのかなと思ひまして。正式名称がすぐに出てこなくて、申し訳ないです。

この計画とこの計画を絶対というようには言っていなかったかもしれないのですが。

○大森由紀子委員長 例えば、こういう計画などというのがあれば、お聞かせください。

○堤 幸子委員 正式名称が出てこなくて申し訳ないのですが、子育ての基本計画でしたか、その計画と、済みません、新子ども育成計画ですね。それと、介護保険に関する計画というふうに前にも言っていたと思います。そういう大きな計画、元になる計画をと考えて提案させていただきました。

ただ、絶対にこれをと、これとこれをしてほしいというのではないのですが、そういう大きな計画をとということで提案させていただいております。

○大森由紀子委員長 提案会派の方から、今、新子ども育成計画、介護保険に関する計画など2つが示されたのですが、いかがでしょうか。

○福留利光委員 福祉関係の部分が大半で、あとはすべてやるというイメージではないですね。

○堤 幸子委員 51計画あるというのも、今は初めて認識したので、そのすべてというわけではないのですが、どの計画を議決事件の拡大の対象にしていったらいいかというのは、また考えていけばいいと思っています。ここでは、どこまで拡大していったらいいのかということを考えていただきたいと思います。

○大森由紀子委員長 今、提案会派から御意見もございましたが、議決事件を拡大している市においては、この計画この計画というように計画の名称がきちりと挙げられている場合が多いですので、提案される場合には個別の計画名をしっかりと挙げていただく方が、皆さん御協議がしやすいと思います。

それでは、他の会派の方、御意見はいかがでしょう。

○木村亮太委員 前回も申し上げましたが、議決事件の拡大に関しては、基本的に賛成です。まずは総合計画というところで、それ以外の計画については、今おっしゃった51計画、それも結構大きいものだと思います。ですので、それを我々の方で一度拝見させていただいて、

その中でこれは入れようとか、これはやめておこうとかというのを今後議論するという事なので、今の段階でどれとどれというのは、前田委員がおっしゃっていたリストを見ながら検討するのがいいと思っています。

○堀井 勝委員 僕の勉強不足で申し訳ないんですが、今、総合計画に51の計画があると。これと、市長が目指すというまちづくり。これらの整合性については、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○北村昌彦政策企画部長 そのまちづくりと申しますのは。

○大森由紀子委員長 堀井委員がおっしゃっているのは、総合計画と枚方ブランドのことですよ。

○堀井 勝委員 具体的には、枚方ブランドと言っているものです。それは、どの計画にも出てこない。その整合性はどうなっているのかということなんです。

○北村昌彦政策企画部長 枚方ブランドということでは、確かに現時点で計画になっているというものではありません。今後、ブランドとして、何らかの計画を持つかどうかというのも、今の時点では、正直、申し上げられない面がございます。

ただ、次期総合計画の中で、そういうことについても議論していただいて、整理していく方向というのは可能であると考えております。

○堀井 勝委員 なぜそんなことを聞いたのかということ、市長が勝手なことを言って、それを議会との相談も何もしないでどんどん進めていっているわけです。我々は、総合計画に基づいてまちづくりが進んでいくものだと思いますよね。新たにそういうブランドを目指していくのであれば、議会にその旨をちゃんと伝えておかないと。勝手なことを言って、勝手にロゴマークを作って。我々としては一体何をしているのかと。私は、中身も何にもないのに、言葉だけがどンドンひとり歩きするというのはどうかなと思いますので、言っているわけです。

○大森由紀子委員長 委員の皆さんの御意見を聞かせていただきましたが、理事者の御答弁によりますと、本市の基本構想については、個別条例により議会の議決が必要な旨を規定していく方向性でございますので、今後の進捗を見守っていきたいと思います。

また、本市における各種計画の実態については、現時点では理事者側も把握できていないということですので、次回の委員会までに調査していただき、本件については、その資料をもとに、継続して御協議いただきたいと思いますと考えております。

したがって、委員の皆さんにおかれましては、資料が配付され次第、会派内の取りまとめをよろしくお願いいたします。

なお、理事者の皆さんにおかれましては、ここで退出していただいて結構です。長時間にわたり、ありがとうございました。

〔奥 誠二行政改革部長、北村昌彦政策企画部長、高井法子財務部長退席〕

○大森由紀子委員長 次に、議長の任期及び選出方法についてを議題とします。

本件については、まず、議長の任期について、御協議をお願いします。

議長の任期については、現行では申し合わせにより1年としておりますが、現行を維持するのか、2年とするのか、地方自治法の規定どおり「議員の任期による。」、すなわち4年とするのかということが考えられます。委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

○高橋伸介委員 この任期のところに関しては、私ども提案会派でございまして、議長は2年、副議長は1年という形で、副議長をたくさん増やしていくということを考えていました。ただ、この間、会派の中で再三話をしまして、諸般の事情ということで現行どおりにまとまりました。

選出方法についても、現行どおりで結構です。

ただ、臨時会の日程については、不透明感を払拭するために、やはりできるだけ短くするというので、1日でも短い、いい形の運営ができればということでもとまっております。

○大森由紀子委員長 今、高橋委員の方から、任期と選出方法両方の課題についてお話いただきましたが、取りあえず先に、任期について御意見をお聞きしたいと思います。

○大地正広委員 私どもの会派も、議長の任期については、現行どおり1年ということで意見がまとまりました。

○堤 幸子委員 うちの会派も、任期については、現行どおりでお願いします。

○木村亮太委員 結構1年というところが多いということもありますので、議長の任期に関しては、今までどおり1年でも構いません。ただ、これから議会の役割というのはどんどん重くなってくると思いますので、仮に1年であったとしても、議長や副議長の責任などを、今でもある程度規定されているとは思いますが、より明確化していくべきではないかと考えております。

そう考えていくと、本来的にはもう少し長い方がというところもあるのですが、必ず2年でないといけないとか、4年間ずっと同じ人でないといけないとかいうわけではありませんので、それをお願いします。

○前田富枝委員 私どもも現行どおりでお願いします。

○福留利光委員 総合的に見て、現状は課題なしと考えますので、1年で結構でございます。

○堀井 勝委員 今期のように新しい人が14人も出てこられたら、この人たちが議長になるときは大変だなあとと思います。そんなことを考えると、やっぱり現行どおり1年が一番いいのではないかという思いです。

○大森由紀子委員長 委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、議長の任期については、現行の1年を維持すべきという御意見が大勢でございました。

つきましては、その旨を中間報告書に盛り込みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、議長の選出方法について、御協議をお願いします。

この点については、まず、地方自治法が公職選挙法に規定された立候補制に係る規定を準用していない中で、事実上の立候補制を採用するのかどうかという点が問題となりますが、いかがでしょうか。

○高橋伸介委員 取りあえず、立候補制については、必要が認められないということでまとまっています。

○大地正広委員 選出方法については、私どもの会派も、地方自治法で認められていないということで、立候補制には一応反対の立場を取らせていただきまして、現行どおりを支持します。

○堤 幸子委員 提案会派ではありますが、全員が候補者であるという地方自治法の規定もあ

るので、現行どおりで結構だと思います。うちの会派は、立候補制というより、候補者が明確になるという意味で、所信表明の場を設けた方がいいということを提案させてもらっています。ですので、立候補ということにはこだわっていません。

○木村亮太委員 同じく、立候補制は導入しない方向で問題ないと思います。

○前田富枝委員 同じく現行どおりで結構です。

○福留利光委員 現行どおりで結構です。

○堀井 勝委員 現行どおりでいいとは思いますが、やっぱり僕は本当に40万都市にふさわしい、議長が傍聴されていますが、今がふさわしくないと言っているのではなくて、ふさわしいと思われるような人をみんなの話し合いで選ぶべきだということです。40万都市でこれから中核市になっていくまちとしては、やっぱり経験が大事ですし、副議長をワンステップ踏まれてから議長になっていただくというのがいいのではないかと私は思っています。

○大森由紀子委員長 委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、地方自治法が公職選挙法に規定された立候補制に係る規定を準用していないということを重く見て、事実上の立候補制の採用に慎重な御意見が大勢でございます。

つきましては、その旨を中間報告書に盛り込みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、前回の委員会において、正副議長や他の役員の選出を行う臨時会の会期を短縮するとともに、議事日程を明確化し、できるだけ市民の皆さんに不透明感を持たれないようにしたいという御意見がございましたので、正副議長等の選出を行う臨時会の運営について、御協議をお願いします。

正副議長等の選出を行う臨時会については、例年、会期を4日間としておりますが、本会議が始まる時間が一定せず、会期中のいつの時点で正副議長選挙が行われるかということも不明であるために、傍聴者や理事者に御不便をおかけしているところでございます。ただ、本市議会では、ここ2年ほど、正副議長の選出が同日に行われております。確かに、その他の議会役員の選出については一定の時間が必要ではありますが、現在の状況からすれば、会期の短縮等も十分可能であると思っております。

こうした点を踏まえて、御協議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋伸介委員 まずは、1日程度短縮してやっていただけたらと思います。

○大地正広委員 私どもも、役選の会期は短縮の方向で、取りあえず、3日を目標にしてはどうかということで意見がまとまりました。

○堤 幸子委員 本当に不透明で、傍聴者の方には特にわかりにくい部分もあると思いますが、こういう議会運営上のことは、この場で考えるのか、議会運営委員会で話すべきなのか。今、臨時会の運営、日程の話ですよね。そういうのはどちらで決めるべきものなのでしょうか。

○大森由紀子委員長 今の堤委員の御質問でございますが、ベースについては、議会改革調査特別委員会、この場で議論させていただくということは差し支えないというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○堤 幸子委員 はい。そうであれば、うちの会派でも4日間というのはちょっと長いという意見が出ていましたので、わかりやすくするということとあわせて、できるだけ短縮という方向に持っていけたらいいとは思っております。

○木村亮太委員 私どももスピーディーにできればと以前から申し上げておりましたので、短縮という方向には問題ありませんし、1日でも2日でも短縮ができるのであればというところでございます。

○前田富枝委員 同じく短縮できればいいと思います。

○福留利光委員 1日削減で結構でございます。

○堀井 勝委員 皆さんと同様です。

○大森由紀子委員長 日にちの短縮については、皆さん、ぜひともという御意見が多数でございました。

委員長として考えますには、この臨時会については、例えば一つの案として、初日を午前10時に開会し、まず議案審議を終え、その日じゅうに正副議長選挙を行うことを慣例化し、翌日を休会とした上で、会期の3日目、本会議としては2日目になりますが、午前10時から、その他の議会役員を選出を行って閉会するというようにしていけば、日にちが短縮できるのではないかと考えております。

この点についてはいかがでしょうか。

○堀井 勝委員 それはちょっと難しいのではないですか。

事務局としてはそのやり方で3日間がいいとは思いますが、やっぱり人事の問題というのは、なかなかそんな簡単にいく話ではない。総体として3日間では収めないといけないでしょうが、今、提案されたようなわけにはいかないのではないかと思います。

○大森由紀子委員長 他に御意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、会期を短縮できる方法をもう一度考え、次回、御協議いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森由紀子委員長 では、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、議員間討議についてを議題とします。

まず、議員間討議をどの場で導入するのかについて、御協議をお願いします。

現在、本特別委員会や議会運営委員会では、実質的に議員間討議を行っていると言えますが、常任委員会や他の特別委員会でも議員間討議を導入するのか、さらに、本会議でも導入するのか、まずはこの点について、御協議いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○大地正広委員 議員間討議をどの場で導入するのかということで、提案会派としてお話しさせていただきますが、イメージとしては、採決が必要な常任委員会における導入を提案させていただきます。

○堤 幸子委員 イメージとしては、常任委員会での議員間討議ということになります。重要な案件が提案された場合には、特に常任委員会の中で議員間討議を行うということで、お願いします。

○大森由紀子委員長 今、提案会派から、常任委員会の中で導入してはどうかというより具体的なお話がございましたが、他の会派の方の御意見をお伺いいたします。

○前田富枝委員 私どもも常任委員会で討議していくことに賛成です。

○高橋伸介委員 常任委員会や全員協議会、本会議などがありますが、一応、うちの会派としては、まずは常任委員会での討議をやってみようということでまとまりました。

○木村亮太委員 私どもの会派では、本会議と常任委員会のどちらもでやっていいのではないかと考えております。ただ、他市の事例などを見ていると、委員会の方ではある程度ありますが、本会議で実施しているところというのは非常に少ないという状況です。

今後は、本会議での議員間討議も見据えながら、まずは常任委員会の方でということでもとまっております。

○福留利光委員 あまり深く掘り下げて議論していないのですが、公式と非公式という部分で言えば、公式の場でやりましょうというのが我々の会派のイメージです。そして、まずは常任委員会というステップを踏んで。あと、運用方法などはイメージしていかなければならないと思います。本会議というところはまだ議論しておりませんので、常任委員会ということをお願いします。

○堀井 勝委員 うち会派では、まだそこまでの議論はしておりませんが、やるとしたら、常任委員会止まりでいいのではないかと思います。

○大森由紀子委員長 それでは、議員間討議については、まずは常任委員会で導入して、その成果を見て、順次、拡大について協議していったらどうかという御意見が多かったと思います。

つきましては、その旨を中間報告書に盛り込みたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大森由紀子委員長 次に、議員間討議を行うタイミング等について、御協議をお願いします。

前回の委員会において配付させていただきました他の市議会の例で申しますと、理事者に対する質疑の後、討論の前のタイミングで議員間討議を行っているようでございますので、参考にしていただけたらと思います。

また、議員間討議を行っている際に、理事者に退出をお願いするのか、そのまま会場にお残りいただくのかについても、あわせて御協議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大地正広委員 私どもとしましては、議員間討議のタイミングというのは、前回、資料でお示しいただきましたように、質疑と討論の間に行うということです。

あわせて、理事者を退席させるのかどうかについては、例えば、委員長から討議はありませんかという問いかけに対し、討議をするという話が出たとして、実際、どれくらいあるのかわからない、もし討議を行ったとして、その時間が長いのか短いかわからないという状況も考えられます。ですので、理事者はそのたびに出たり入ったりするというのではなく、そこに同席いただくような形で、そのまま次の討論、それから採決という流れでいくというイメージがいいのではないかと考えております。

○堤 幸子委員 そこまでは会派で話し合っていないのですが、イメージとしては討論の前で、また、議員間討議ということで、理事者の方が出入りにすごく時間がかかったり、煩雑になったりするようであれば、その場に同席していただいてもいいと思っています。ただ、議員間討議がすごく長くなる場合はどうするのだろうというのも少し不安になります。議員間討議を聞いてもらうということも大事だと思うのですが。

この資料を見る限り、これぐらいの時間であればいただいてもとは思いますが、その辺がちょっと見えない、わかりにくい部分です。まだ会派で話せていないので、済みませ

ん。

○高橋伸介委員 先ほど大地委員がおっしゃったのとほとんど同じです。

堤委員がおっしゃった、長くなる場合というのは、議員間討議ですので、ちょっと想定しにくいと思います。ある程度、委員長が仕分けしていただければと思いますし、問題ないだろうと考えています。

○木村亮太委員 同じくということになります、タイミングは質疑と討論の間、理事者を同席させるか退席させるかというのは、基本的に同席でいいと考えております。

先ほど申し上げる必要があったのかもしれませんが、枚方市の場合、常任委員会というのは、私が当選してから今までですが、頻繁に行われてきたという印象はありません。ですので、逆に、議員間討議のために常任委員会を開くというのならまた話は別ですが、今後、議論を深めていくに当たり、常任委員会をもっと開いていく必要があるのかなと思います。

いずれにしても、タイミングと、理事者が同席か退席かということに関しては、質疑と討論の間、討議を行っている際も理事者同席で構わないと思います。また、傍聴の方がいらっしゃったら、同席というか、そのまま部屋内にいていただいて構わないと考えております。

○前田富枝委員 私も、大地委員がおっしゃったとおり、それでいいと思います。

ちょっと教えていただきたいのですが、いただいた資料にある新発田市議会では、常任委員会において理事者は同席されているのですか。

○沖 卓磨市議会事務局課長 新発田市議会でも同席しております。

○前田富枝委員 議事録を見せていただく限り、5分もかかっておらず、また、出入りだけでもかなり時間がかかると思いますので、理事者の方に同席していただくということで、私たちの会派は結構です。

○福留利光委員 会派の方でここまではあまり論議していないのですが、基本的には公式か非公式かというところでは公式で、議事録をしっかりと残してやりましょうと。今のこのケースをイメージしてみた場合、特段、理事者ありでもいいと思います。

また、常任委員会の場での質疑と討論の間というところは、これで賛成させていただきます。

○堀井 勝委員 常任委員会というタイミングでやったらいいのではないかと思いますし、理事者の問題については、委員長一任、委員長がどう判断されるかということだと思います。長時間かかりそうだというのであれば、退席してもらって、何とか短時間で終わりそうだというのであれば、同席ということではないかと思います。

○大森由紀子委員長 それでは、議員間討議については、理事者に対する質疑の後、討論の前で行うということで、委員の皆さんの御意見が一致しております。

また、議員間討議を行っている際に、理事者に退席をお願いするかどうかは、その常任委員長の判断によるという御意見がございました。

つきましては、その旨を中間報告書に盛り込みたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○大森由紀子委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会は、これをもって散会します。

(午後3時10分 散会)



委員長 大森由紀子

議長 三島孝之